

平成28年11月定例会の結果（11月21日～12月13日 会期23日間）

1 市長提出議案 2 議員提出議案 3 請願 4 議員提出議案資料

【掲載に当たっての説明】

会派名	自民党(自由民主党静岡市議会議員団)
	志政会(志政会)
	公明党(公明党静岡市議会)
	共産党(日本共産党静岡市議会議員団)
	維新(日本維新の会静岡市議会議員団)
	山と町(「山と町」安全の会)
	緑の党(緑の党 Greens Japan)

○は賛成、×は反対

1 市長提出議案

(1) 11月21日提出、同日議決【人事案件】(5件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
218	静岡市人事委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
219	静岡市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
220	静岡市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
221	静岡市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
222	静岡市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○

(2) 11月21日提出、12月13日議決(12件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
223	平成28年度静岡市一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	×	○	○	○
224	平成28年度静岡市簡易水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
225	静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び静岡市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
226	静岡市職員退職手当支給条例及び静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
227	静岡市総合運動場条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
228	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
229	工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○
230	工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○
231	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○
232	市道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○
233	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
234	当せん金付証票の発売について	可決	○	○	○	○	○	○	○

(3) 12月2日提出、12月13日議決 (1件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
235	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	○	×

## 2 議員提出議案

(1) 12月13日提出、同日議決 (5件)

発議番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
13	静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
14	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○
15	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書	可決	○	○	○	退席	○	○	○
16	リニア新幹線の建設に関する意見書	否決	×	×	×	○	×	×	○
17	浜岡原発の再稼働に反対することを求める意見書	否決	×	×	×	○	×	×	○

## 3 請願

(1) 12月13日議決 (1件)

請願番号	請願名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
4	国民健康保険料の引き下げを求める請願書	不採択	×	×	×	○	×	×	○

#### 4 議員提出議案資料

##### ●発議第 13 号 静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の制定について

温暖な気候に恵まれ、東西に広がる静岡平野に中心市街地や住宅地が形成された本市は、自転車利用者が多く、また、中心市街地及びその周辺は多くの歩行者で賑わっている。このような状況から、朝夕の通学時間帯をはじめとして、一団となって並走する高校生等、自転車の危険な走行が歩行者や自動車の交通の安全を損ねている状況が多くみられる。

このことは、自転車が気軽で利便性の高い交通手段として多くの市民に利用されている一方で、自転車が車両であること、交通ルールが守られなければ、歩行者、特に交通弱者に危害を加え得るものであることについての理解が十分でないことが主な原因であると考えられる。

そこで、自転車を利用するしないにかかわらず、市、市民、事業者等が一体となって自転車の利用における安全意識を共有し、誰もが他人を思いやり、互いに譲り合う事故の無い安全な交通の確保を実現することを目指し、ここに本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、歩行者を含む交通の安全を確保し、もって安全安心な生活環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (2)自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3)自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (4)道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (5)交通安全団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全な利用は、市民一人ひとりが自転車の安全利用についての理解を深め、交通事故を起こさず、交通事故に遭わないよう心がけるとともに、市その他の主体が安全な交通環境の整備に努めることにより実現されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、自転車の安全な利用の促進に資する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、自転車の安全な利用の促進に資する施策を推進するため、国、静岡県、静岡県警察、事業者及び交通安全団体と相互に連携を図るものとする。
- 3 市は、市民に対し、定期的、段階的に歩行者及び自転車利用者の交通安全に関する教育を実施しなければならない。
- 4 市は、市内において交通事故が多数発生し、市民等に対し注意を喚起する必要があると認めるときは、交通事故多発警報を発するとともに、交通事故の増加を防止するための総合的かつ集中的な対策を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自転車の安全な利用を推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、児童、高齢者、障害者その他道路の通行に配慮を必要とする者の安全が自転車の走行により脅かされることのないよう努めなければならない。

(歩行者の責務)

第6条 歩行者は、道路の通行に当たっては、交通安全に関する法令を遵守するとともに、携帯電話等に表示された画面を注視すること等の他の交通への注意力が散漫となるような行為を慎むなど、道路交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

- 2 歩行者は、夜間に歩行する場合は、明るい服装や自発光式反射材を装着するなど自転車及び自動車等の利用者から認識されるよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第7条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者の通行及び自動車等の運行に十分配慮して自転車を利用しなければならない。

- 2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害保険等」という。)への加入に努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備その他の交通事故を防止するための対策に努めなければならない。
- 5 自転車利用者は、歩行者に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしてはならない。

(自転車小売業者の責務)

第8条 自転車小売業者は、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

(自動車等運転者の責務)

第9条 自動車等の運転者は、自転車その他の交通の安全に配慮するよう努めなければならない。

- 2 自動車等の運転者は、自転車又は歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。
- 3 自動車等の運転者は、早期の前照灯点灯等他の交通から認識しやすくなる措置を取るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、その事業活動において、その従業員に対し、交通安全に関する啓発及び指導を行うとともに自転車の安全な利用に関する市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校等における交通安全教育)

第11条 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、保育所及び認定こども園をいう。)を管理する者は、その学生、生徒、児童又は幼児に対し、その発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 学校等を管理する者は、市、又は静岡県警察等の関係機関との連携を密にし、交通安全教育に資する情報の収集に努めなければならない。

3 学校等を管理する者は、その学生又は生徒で通学に自転車を利用する者に対し、自転車の危険な利用に起因する事故の実例等を踏まえた啓発指導を定期に実施するものとする。

4 市長は、前項の規定に基づく啓発指導の実施に必要な協力を行うものとし、必要があると認めるときは、その実施の状況について報告を求めることができる。

5 大学、学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を管理する者は、その生徒又は学生に対し、交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(家庭における交通安全教育等)

第12条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、反射材、乗車用ヘルメットその他交通事故の防止、被害の軽減に資する器具を使用させるよう努めなければならない。

3 保護者は、その保護する幼児、児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

(高齢者の同居者等の助言)

第13条 高齢者の同居者等は、夜間に歩行する場合における自発光反射材の装着その他の交通事故の防止に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。

(広報、啓発等)

第14条 市は、自転車の安全な利用の促進について、市民、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 市、交通安全団体、自転車小売業者等は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、自転車の交通量が多く認められる区域においては、重点的かつ計画的に自転車の安全利用の啓発に取り組むものとする。

4 市は、前項の規定による啓発を行うため、自転車交通安全指導員を置くものとする。

5 交通安全団体、自転車小売業者等は、広報活動、啓発活動その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(雑則)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

● 発議第 14 号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めてきました。しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが、平成31年10月まで再延期されることになりました。

他方で、2012年には約1,500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1,700万人、そして2025年には約2,200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進めることが必要です。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となりました。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしであります。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める“地域経済圏”の活性化が求められています。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の6次産業化や、魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべきときであると考えます。

そこで政府においては、全ての国民がひとしく住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望いたします。

記

- 一、消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 一、人材確保が喫緊の課題になっている保育士、介護職員などの処遇改善など地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 一、人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性、主体性を発揮できるよう、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。
- 一、地方自治体が提供する社会保障の充実施策を初め、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

[提出先: 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)、内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革)宛]

## ●発議第 15 号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

係る状況の中、地方議員年金については、平成23年の第177回通常国会において廃止が決定されたが、その際「地方議会議員年金制度の廃止後、概ね1年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点で踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと」などを求める「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が提出され、全会一致で可決した。

その後、5年が経過しているものの、兼業を除く地方議員が加入できるのは基本的に国民年金のみの状態が続いている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、  
厚生労働大臣 宛]

## ●発議第 16 号 リニア新幹線の建設に関する意見書

リニア事業は、2013年当時のJR東海社長が「絶対にペイしない」と述べたほど、赤字必至の事業である。技術的な問題、環境への影響、採算性、健康被害などさまざまな問題があるリニア事業は、各地で見直しを求める多くの意見が寄せられている。

静岡市内ではトンネルを掘った発生土の捨て場所として燕沢に、高さ約60から70メートル、幅300メートル、長さ600メートルの盛土をする計画があるが、この場所は南アルプスユネスコエコパーク内にあり、燕沢に360万立方メートルの発生土が積み上げられることになる。南海トラフ巨大地震が発生すれば、現状でも崩れてきている山が崩れ、すぐ横を流れる大井川が埋まり大災害になることが想定されている。

JR東海は、トンネル掘削により毎秒2トン、大井川の水が減少すると試算しているが、大井川に水を戻すためのJR東海による新たな導水路トンネル(直径3.5メートル、長さ12キロメートル)建設は、比較的浅い部分を通ることから水脈を断ち切り、沢枯れを起こし、貴重な動植物が絶滅する可能性が指摘されている。

静岡市は基本的に5月から10月の間、毎月調査を行い、その中で、本年のJR東海の調査では発見できなかったチチブコウモリやヤマトイワナなど12種が発見されている。静岡県は本年2月24日、導水路トンネル建設に当たりJR東海に要望書を提出し、JR東海との間で「環境保全協定」を結ぶことによって貴重な動植物を守ろうとしているが、JR東海からは何の返事も無い。



よって政府においては、JR東海に対して、トンネルを掘った発生土の捨て場所を燕沢にする計画は見直すこと、静岡市が行っているような毎月定期的に「環境影響調査」を行うよう指導を行い、関係自治体と「環境保全協定」を結ぶように指導すること、中部横断道でトンネルの崩壊・湧水・発生土からの有害な重金属で工事が遅延しているが、同じ南アルプスのリニアトンネル工事への影響を検討すること、について強く指導するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、環境大臣 宛〕

#### ●発議第 17 号 浜岡原発の再稼働に反対することを求める意見書

浜岡原発は、近い将来高い確率で起きるとされる南海トラフ大地震の震源域の真上に建っており、「世界一危険」な原発といわれている。

今年6月の原子力規制委員会による浜岡原発4号機の審査会において、原発敷地近くに「震源として考慮する活断層」の存在が指摘され、中部電力もこの断層があることを認めている。これまで敷地内の存在が指摘されている、H断層との関連も注視される場所である。

このように浜岡原発を巡っては、南海トラフ地震とともに、熊本地震のような活断層による地震の可能性が高まっている。互いに刺激し影響しあって、地震が何倍にも大きくなることも考慮されなければならない事態である。

そうした想定の下では、高く築かれた防潮堤が、液状化により土台から崩壊する危険もある。

現在、浜岡原発が稼働していなくても電力不足にはなっておらず、このように危険な原発を再稼働する必要は全くない。これからの電力は、地産地消で安全クリーンな再生可能エネルギーを広く普及することが求められている。

静岡市にあっては、万が一の浜岡原発事故によって、周辺住民が避難してくる想定もされているが、原発から50キロ圏にある本市の市民が避難しなければならない事態も想定する必要がある。

よって県においては、県民の命と財産を守る県知事として、できるだけ早い時期において、浜岡原発の再稼働に反対する意思表示をすることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：静岡県知事 宛〕